

小学校児童及び中学校生徒の通学基本方針（見直し案）

（令和7年4月からの市内小中学校の通学基準）

市内小学校児童・中学校生徒の通学は徒歩通学を原則とします。
ただし学校までの通学距離が一定を超える場合等は、以下のとおりとします。

【以下、（1）（2）は小中学校共通、（3）は中学校の通学基準となります】

（1）遠距離通学となる**3 km以上（低学年 2.5 km以上）**の児童及び**5 km以上**の生徒への通年**通学支援**。（冬期は**2.5 km以上**の児童及び**3 km以上**の生徒）

通学支援の対象となる地域の通学方法は、以下の中から居住地域によって飯山市教育委員会が指定するものとします。

- ・JR、路線バス等運賃に対する補助（全額）。
- ・スクールバスの運行。

（2）**橋梁を利用しなければならない地域や、風雨・風雪・地理条件等を特に考慮すべき地域への通年又は冬期通学支援。**

（3）通学距離が概ね3 km以上の地域における夏季自転車通学の認可。

- ・利用者（保護者含む）が必要に応じて自転車通学を学校長へ申請。
各学校の運営（きまり）に基づき認可を行う。
- ・認可条件（自己による自転車保険加入**及び点検**等）を含むとともに**各学校での講習**を受講。

小学校児童及び中学校生徒の通学基本方針 改正対照表

現行（～R6）	見直し案（R7～）
（１）～（３）は小中学校共通、（４）は中学校の通学基準となります	（１）（２）は小中学校共通、（３）は中学校の通学基準となります
<p>（１）遠距離通学となる概ね 4 km以上の児童及び 6 km以上の生徒への通年補助（冬期は 3 km以上の児童及び 5 km以上の生徒）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J R、路線バス等運賃に対する補助（全額）。 ・ スクールバスの運行。 	<p>（１）遠距離通学となる 3 km以上（低学年2.5km以上）の児童及び5km以上の生徒への通年通学支援。（冬期は2.5km以上の児童及び3km以上の生徒）</p> <p style="color: red;">通学支援の対象となる地域の通学方法は、以下の中から居住地域によって飯山市教育委員会が指定するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J R、路線バス等運賃に対する補助（全額）。 ・ スクールバスの運行。
<p>（２）概ね 5 km以上となる地域、特に橋梁を利用しなければならない地域における通年補助。（木島地区（上新田・安田を除く）、笹沢、針田、関沢）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールバス等の運行。 	<p style="color: red;">（２）橋梁を利用しなければならない地域や、風雨・風雪・地理条件等を特に考慮すべき地域への通年又は冬期補助。</p>
<p>（３）通学距離が概ね 5 km以上となる地域（特に橋梁を利用しなければならない地域においては概ね 4 km以上）における冬期間補助。（深沢、市ノ口、有尾、北町、木島地区上新田）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通等必要となる運賃に対する補助(全額)。 	<p style="color: red;">※（１）の改正により削除</p>
<p>（４）通学距離が概ね 3 km以上の地域における夏季自転車通学の認可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者（保護者含む）が必要に応じて自転車通学を学校長へ申請。各学校の運営（きまり）に基づき認可を行う。 ・ 認可条件（自己による自転車保険加入等）を含むとともに定期的な講習及び点検の実施。 	<p>（３）通学距離が概ね 3 km以上の地域における夏季自転車通学の認可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者（保護者含む）が必要に応じて自転車通学を学校長へ申請。各学校の運営（きまり）に基づき認可を行う。 ・ 認可条件（自己による自転車保険加入及び点検等）を含むとともに各学校での講習を受講。